第三節　課の内部組織等

第一款　長官官房

（監査・業務改善推進室、広報室、国際室、事故対処室及び法務調査室並びに企画官、国際協力推進官、地域原子力規制総括調整官、企画調査官、情報システム管理官及び防災システム専門官）

第十四条　総務課に、監査・業務改善推進室、広報室、国際室、事故対処室及び法務調査室並びに企画官一人、地域原子力規制総括調整官三人、企画調査官一人、情報システム管理官一人及び防災システム専門官一人を置く。

［2～8　略］

9　事故対処室は、原子力事故又は原子力施設に関する人の障害、原子力施設の故障等の事象が発生した場合の対処に関する事務をつかさどる。

10　事故対処室に、室長を置く。

［略］

11　［略］

12　［略］

13　［略］

14　［略］

15　［略］

16　［略］

17　防災システム専門官は、命を受けて、総務課の所掌事務に関する防災システムに係る専門的事項に関する事務を行う。

（保障措置室及び企画官）

第十七条　放射線防護企画課に、保障措置室及び企画官二人を置く。

2　保障措置室は、国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関する事務をつかさどる。

3　保障措置室に、室長を置く。

4　企画官は、命を受けて、放射線防護企画課の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

第三節　課の内部組織等

第一款　長官官房

（監査・業務改善推進室、広報室、国際室及び法務調査室並びに企画官、国際協力推進官、地域原子力規制総括調整官、企画調査官及び情報システム管理官）

第十四条　総務課に、監査・業務改善推進室、広報室、国際室及び法務調査室並びに企画官一人、地域原子力規制総括調整官三人、企画調査官一人及び情報システム管理官一人を置く。

［2～8　同上］

［項を加える。］

9　［項を加える。］

10　［同上］

11　［同上］

12　［同上］

13　［同上］

14　［同上］

［項を加える。］

（火災対策室、事故対処室及び核セキュリティ・核物質防護室並びに企画官、防災システム専門官及び原子力事業者防災・訓練推進官）

第十七条　原子力災害対策・核物質防護課に、火災対策室、事故対処室及び核セキュリティ・核物質防護室並びに企画官一人、防災システム専門官一人及び原子力事業者防災・訓練推進官一人を置く。

2　火災対策室は、原子力利用に伴う火災対策に関する事務（事故対処室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3　火災対策室に、室長を置く。

4　事故対処室は、原子力事故又は原子力施設に関する人の障害、原子力施設の故障等の事象が発生した場合の対処に関する事務をつかさどる。

5　事故対処室に、室長を置く。

6　核セキュリティ・核物質防護室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　核燃料物質の防護に関すること。

二　核燃料物質その他の放射性物質の防護に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

7　核セキュリティ・核物質防護対策室に、室長及び国際核セキュリティ専門官一人を置く。

8　国際核セキュリティ専門官は、命を受けて、核燃料物質その他の放射性物質の防護に関する国際関係事務を行う。

9　企画官は、命を受けて、原子力災害対策・核物質防護課の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。